

高島市高齢者虐待防止 マニュアル

- 第2版 -



令和3年12月

(令和6年4月改訂)

高島市

はじめに

少子高齢化社会が急速に進み、介護など高齢者を取り巻く問題が複雑化する中で、高齢者の虐待ケースが表面化し、その件数も増加傾向にあり、社会的な問題となっています。

高齢者虐待は、様々な要因により発生しますが、深刻な状況になる前に発見し、適切に支援を行うことが必要とされています。

このようなことから、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が平成18年4月に施行され、高齢者虐待対応が地方公共団体の責務として定められました。

高島市においては、高齢者虐待を社会全体の問題としてとらえ、早期発見、早期対応に取り組み高齢者虐待の防止につなげることと、未然防止により高齢者虐待発生抑制につなげることをめざしています。

この「高島市高齢者虐待防止マニュアル」は、高齢者虐待の防止と虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な対応および養護者に対する支援を行い、高齢者の権利を擁護し、誰もが安心して生活が送れるよう行政と関係機関の連携・支援体制の取り組みについてまとめたものです。

各関係機関で積極的に活用いただきますようお願いいたします。

令和3年12月

高島市地域包括支援課

（高島市地域包括支援センター）

※令和5年4月から高齢者支援課に課名を変更しています。

～ 高島市高齢者虐待防止マニュアル 目次 ～

第1章 高齢者虐待防止法について押さえておきたいポイント・・・・・・・・・・1

(1) 高齢者虐待防止法の目的	1
(2) 高齢者虐待の定義	2
・高齢者虐待の主な種類(5つの類型)	3
(3) 高齢者虐待が起こる要因	5
(4) 早期発見について	6
・☆気づきの視点☆	7
(5) 通報について	9

第2章 高齢者虐待の防止に向けた基本的視点 ～関係機関の場合～・・・・11

≪視点1≫ 高齢者虐待の早期発見・早期対応	11
≪視点2≫ 高齢者自身の意思の尊重	12
≪視点3≫ 高齢者とともに養護者を支援する	13
≪視点4≫ 虐待を未然に防ぐためのアプローチ	14
≪視点5≫ 関係機関の連携・協力によるチーム対応	15
≪視点6≫ 発生予防から虐待を受けた高齢者の生活の安定まで継続的な支援	16

第3章 高齢者虐待の防止に向けた基本的視点 ～地域住民の場合～・・・・17

≪視点1≫ 高齢者虐待の早期発見・早期対応	17
≪視点2≫ 個人情報と守秘義務	18
≪視点3≫ 高齢者とともに養護者を支援する	19
≪視点4≫ 認知症を理解する	20

第4章 高島市の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

1 高島市の役割と権限	21
(1) 高島市の役割	21
・高島市における養護者による高齢者虐待対応の流れ(フロー図)	22
・高島市における養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の流れ(フロー図)	23
(2) 高齢者虐待防止法における市の権限	24
・息子からの身体的虐待により分離した事例	25
・娘からの経済的虐待により成年後見制度を利用した事例	25
(3) 関係機関等とその役割	26
2 高島市における高齢者虐待防止への取組み・・・・・・・・・・30	30
(1) 高齢者虐待の認識を深めるための取組み	30
(2) 認知症高齢者の理解を深めるための取組み	31

関係法令(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)・・・・32

第1章 高齢者虐待防止法について押さえておきたいポイント

平成18年4月1日から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）が施行されています。

ここで、高齢者虐待防止法を理解するためのポイントを確認していきましょう。

（1）高齢者虐待防止法の目的・・・【法第1条】

高齢者虐待防止法には3つの大きな目的があります。

① 高齢者の権利・利益の擁護

（⇒高齢者の権利や利益を守っていきます）

② 高齢者に対する保護の措置

（⇒虐待を受けた高齢者を保護していきます）

③ 養護者（P2 参照）の支援の措置

（⇒養護者の負担の軽減を図るなど高齢者虐待の防止のために養護者を支援していきます）

～高齢者虐待防止法 第1条～

（目的）

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という）のための措置などを定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

高齢者虐待防止法は、

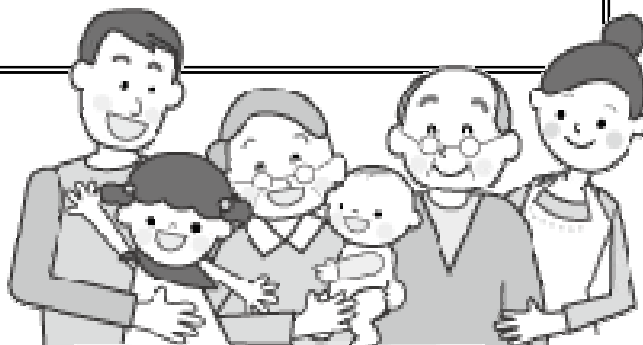
決して虐待をした人を罰する等、取り締まっていく法律ではありません。



豆ポイント

～高齢者虐待防止法の特徴～

高齢者虐待防止法には『③養護者の支援の措置』が明記されています。これは、児童虐待防止法には明記されていない部分で、高齢者虐待防止法の特徴といえるでしょう。



(2) 高齢者虐待の定義・・・【法第2条】

高齢者虐待防止法では、様々なことが規定されています。

① **高齢者**とは、「65歳以上の者」をいいます。



～高齢者虐待防止法 第2条～

(定義)

- 1 この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等（第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第2号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。
- 3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

② **高齢者虐待**とは、**A：養護者**および**B：養介護施設従事者等**が次ページ（P3～P4参照）のような行為を行うことをいいます。

A：養護者とは？



⇒「**養護者**」とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」と定義されています。

⇒これは、高齢者の世話をしている家族や親族、同居人などが該当すると考えられています。（同居、別居を問いません）



B：養介護施設従事者等とは？

⇒「**養介護施設従事者等**」とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する職員と定義されています。
「養介護施設」「養介護事業」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	- 老人福祉施設 - 有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業	「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法 による規定	- 介護老人福祉施設 - 介護老人保健施設 - 介護療養型医療施設 - 地域密着型介護老人福祉施設 - 地域包括支援センター	- 居宅サービス事業 - 地域密着型サービス事業 - 居宅介護支援事業 - 介護予防サービス事業 - 地域密着型介護予防サービス事業 - 介護予防支援事業	

③ 高齢者虐待の主な種類（5つの類型）・・・【法第2条】

～高齢者虐待防止法 第2条～

（定義）

- 4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
- 1 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はロに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 2 養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

※第2条第5項「養介護施設従事者等による高齢者虐待」は、第4項と同様の行為を指します。

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を5種類に分けて定義しています。

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えることをいいます。

《具体例》

- たたく、つねる、やけどを負わせる、無理やり食事を口に入れる
- ベッドに縛りつける、部屋に閉じ込める

介護や世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置、養護者以外の同居人による放置など、養護を著しく怠ることをいいます。

《具体例》

- 食事、入浴、更衣、洗髪、おむつ交換などの世話をしない
- 掃除、温度調整などの住環境を整えない
- 必要とする医療、介護サービスを制限する、使わせない



心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいいます。

《具体例》

- 怒鳴る、ののしる、脅す
- 子ども扱いする
- 話しかけても無視する



性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者にわいせつな行為をさせることをいいます。

《具体例》

- 性器への接触など、わいせつな行為を強要する
- 排泄の失敗などに対して懲罰的に下半身を裸にして放置する

経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ることをいいます。

《具体例》

- 日常の生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- 本人の年金や預金、不動産などを本人の意思・利益に反して使用したり、処分する



豆ポイント ～“虐待”と聞くと…～

“虐待”と聞くと、ついつい暴力を振るわれることをイメージしてしまいがちですが、暴力だけではなく、様々な種類の高齢者虐待があります。また、高齢者虐待は、決して特別な人や特別な環境によってのみ発生するものではありません。

“虐待”は、誰にとっても身近な問題としてとらえていきましょう。

(3) 高齢者虐待が起こる要因

高齢者虐待が起こる要因として、どのようなものが考えられるでしょうか。



豆ポイント ～リスク要因を有する家庭への支援～

高齢者虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的要因が複雑に絡み合って起こると考えられています。もちろん、多くのリスク要因を有する家庭ですぐに高齢者虐待が起こるわけではありませんが、私たち各関係機関や地域住民などは高齢者や養護者の心身状況や生活状況に気を配りながら、支援や見守りを行っていくことが重要です。

(4) 早期発見について・・・【法第5条】

～高齢者虐待防止法 第5条～

(高齢者虐待の早期発見等)

- 1 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

高齢者虐待防止法には、高齢者虐待の未然防止のために

『養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士、その他高齢者の福祉の関係者は虐待を発見しやすい立場であることを自覚し、早期発見に努めなければならない。』と規定されています。

高齢者虐待の特徴として、次のようなことが挙げられます。

① 高齢者・養護者が孤立しやすく、第三者の目が入りにくい

⇒『家族の中のことは外に出したら恥である』『世間や地域に知られたくない』との考えから、高齢者・養護者は地域から孤立しやすい状況にあります。

② 高齢者も養護者も虐待という自覚がない

⇒虐待をしている者も虐待をされている者も『虐待をしている・虐待をされている』との自覚がないことがほとんどです。しかし、自覚があるなしにかかわらず、高齢者の権利・利益が脅かされている状況に変わりはありません。

私たち関係機関や地域住民は、日々高齢者や養護者と接する機会が多いことから、上記のような高齢者虐待の特徴があることを認識することが重要です。

また、日頃から小さなサインを見逃さないよう、気づきの視点を身につける必要があります。

⇒次ページ『気づきの視点』を参考にしてください。



☆気づきの視点☆

～あざや傷～

- つじつまが合わない、聞いても説明しない、隠そうとするあざや傷がみられる。
- 様々な回復状態の傷やあざなどがみられる。
- 臀部や手のひら、背中等に火傷跡がみられる。
- 太ももの内側や背中など手の届きにくい、怪我のしにくい部分に傷やミミズ腫れがある。

～高齢者の態度や表情について～

- おびえた表情や体を委縮させる。
- 急に不安がり、わめいたり、泣いたり、叫んだりなど、急な態度の変化がみられる。
- 家族のいる場面、いない場面での態度が異なる。
- 人目を避けたがるようになっている。
- 無気力な表情や投げやりな態度がみられる。



～お金について～

- 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。
- 「お金を渡されていない」「お金をとられた」などの発言があったり、年金通帳や預金通帳がない。



～住環境について～

- 極端に乱雑であったり、床がべたべたした感じがする。
- 室内や住居の外にゴミがあふれ、異臭がする。
- 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、家賃などの支払いを滞納している。
- 暖房やエアコンの欠如により部屋の温度調整が困難。



～高齢者の身体状況より～

- 急にやせが目立ってきたり、体重減少や過食による不自然な体重の増減がみられる。
- 身体の異臭や伸び放題の爪、汚れのひどい髪など清潔さが保たれていない。



～養護者の様子より～

- 態度が冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的である。
- 高齢者に会わせなかったり、高齢者の部屋を見せたがらない。
- 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがある。
- 「早く死んでしまえ」など否定的な発言がみられる。

～その他～

～自宅から～

- 自宅から高齢者や養護者の怒鳴り声や物が投げられる音が聞こえる。

～地域との関わり～

- 近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。



豆ポイント ～高齢者・養護者に身近な私たちにできること～

高齢者・養護者が地域で孤立していることが虐待を引き起こし、発見を遅らせる大きな原因です。あなたのまわりの小さな変化に気づいてください。
あなたのちょっとした気遣いが高齢者・養護者を手助けする一歩につながります。

(5) 通報について・・・【法第7条・第8条】

～高齢者虐待防止法 第7条・第8条～

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第8条 市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する届け出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第21条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

「あれ?おかしいな。」といつもと異なる高齢者や養護者の様子に気づいた場合や「もしかしたら…」と高齢者虐待が疑われる場面に出くわした場合、私たちはどう対応していけばよいのでしょうか。



相談・通報：まずは地域包括支援センターへ通報・相談をしましょう。

高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者に気づいた人は、

①生命または身体に重大な危険が生じている場合⇒速やかに市町村へ通報義務がある

②生命または身体に重大な危険が生じていない場合

⇒速やかに市町村へ通報努力義務があることが定められています。

通報者の保護：通報者のことは一切話しません。

「気になることはあるけれど、市へ通報したら個人情報保護違反になるのでは？」「通報・相談したら、その後の関係が悪くなるのでは？」と通報をためらうことはありませんか？

⇒しかし、そのような心配はいりません。ご安心ください。



高齢者虐待防止法では、**通報者の保護**が明記されており、その中で

①守秘義務違反などに問われることはありません。

⇒『刑法の秘密漏示罪やその他の守秘義務に関する法律は通報を妨げるものであってはならない』と明記されており、**高齢者虐待防止法が優先**とされています。

②通報者に関する情報を漏らすことはありません。

⇒『通報・届出を受けた市町村職員は通報をした者を特定させるものを漏らしてはならない』と明記されています。**相談・通報をした方のことを話すことはありませんので、安心してご連絡をしてください。**

相談や通報は決して犯人探しをするためではありません。

より早くSOSを発見し、高齢者や養護者を支援していくことが大切です。

そして、早期発見とよりよい支援の為には、関係機関や地域住民の協力・連携・見守りが不可欠です。



豆ポイント ～サインに気づいたら…～

「あれ、おかしいな？」と感じたら、また、小さなサインに気づいたら、ひとりで抱え込まず、地域包括支援センターへ連絡・相談をしてください。

【連絡先】

高島市地域包括支援センター

担当地域：新旭・朽木

電話：0740-25-8150

FAX：0740-25-8054

E-mail：houkatu@city.takashima.lg.jp

高島・安曇川地域包括支援センター

担当地域：高島・安曇川

電話：0740-36-0857

FAX：0740-36-0858

あいりんつむぎ地域包括支援センター

担当地域：今津・マキノ

電話：0740-22-2282

FAX：0740-22-2271

第2章 高齢者虐待の防止に向けた基本的視点 ～関係機関の場合～

「あれ？おかしいな。」と思われるケースに出会ったとき、私たちは一人で悩んでしまったり、不安に感じてしまうことがあります。

そのようなとき、この基本的視点を参考にしてください。

《視点1》 高齢者虐待の早期発見・早期対応



ケアマネジャー

○高齢者から「養護者に叩かれた」と聞いた

○高齢者が十分な食事を与えられていない様子などを確認した

高齢者虐待ではないかと思われる場面に遭遇したのですが・・・。

まずは、地域包括支援センターへ相談ください。

【連絡先】

高島市地域包括支援センター

担当地域：新旭・朽木

電話：0740-25-8150

FAX：0740-25-8054

E-mail：houkatu@city.takashima.lg.jp

高島・安曇川地域包括支援センター

担当地域：高島・安曇川

電話：0740-36-0857

FAX：0740-36-0858

あいりんつむぎ地域包括支援センター

担当地域：今津・マキノ

電話：0740-22-2282

FAX：0740-22-2271

相談を受けた地域包括支援センター職員は、高齢者や家族と関わっている様々な機関などに状況を確認した上で、高齢者や養護者の支援を検討し、迅速かつ適切な対応を開始します。「あれ？おかしいな」「いつもと様子が違うな」と感じたら、まずは高齢者虐待の相談窓口である『地域包括支援センター』へ相談してください。

相談してもらうことで、支援体制が整い、虐待を未然に防いだり、仮に虐待が起きていても問題の深刻化を防ぐことができます。

転倒してしまった。

最近、言うことをきかないので、イライラが募っている…。

どこかにぶつけた。

豆ポイント ～高齢者や家族の反応について～

傷やあざが見られたとき、高齢者や養護者へ「その傷やあざはどうしたのですか？」と確認してください。その問いかけに高齢者や家族はどのように反応をされましたか？相談とともに地域包括支援センターの職員に反応を伝えることは、今後の方針を検討する大切な材料の一つとなります。また、その問いかけをきっかけに今まで知らなかった高齢者や養護者の思いにふれることができるかもしれません。

《視点2》 高齢者自身の意思の尊重



高齢者は「家を出たい」と言います。
翌日、同じことを確認すると「このまま家にいたい」と返答が返ってきました。

高齢者の思いはどこにあるのでしょうか・・・。

支援者は、“高齢者の意思がゆれるのは当然である”という心構えが必要です。

支援を行っていく際、高齢者の意思を尊重した対応を心掛けることは、大切なことです。
しかし、上記のように高齢者の意思は、聞き手や聞き方で、本人の話す内容が異なる場合があります。



どうしてそのように言っているのか？

高齢者は本当にそう思っているのか？

支援者は、言葉の背景を考える視点をもちましょう。

また、高齢者が「誰も助けてくれないに決まっている」「自分のせいだ」と自分の生活をより良くすることをあきらめてしまうことがあります。

そのようなとき、あきらめていることを責めずに、“我慢する必要はない”というメッセージを伝え、高齢者の自己決定をサポートしていくことが支援者に求められます。



豆ポイント ～高齢者のゆれた自己決定を受容する～

高齢者が様々なことの決定に戸惑ってしまうのは、ある意味当然のことと言えるでしょう。支援者には、高齢者を責めずに、自己決定をサポートしていくという大きな役割があります。

《視点3》 高齢者とともに養護者を支援する



養護者は、熱心に介護をしているが、
思わず手が出てしまうことがあるとのこと・・・。

なんだか養護者もしんどそう・・・。

高齢者虐待対応では、養護者も支援の対象になっています。

多くの養護者は、大切な高齢者を懲らしめようと叩いたり、怒鳴ったりしているのではありません。

養護者は、何らかの虐待的な行為を行ってしまっていることに対して罪悪感や不安などを感じたり、高齢者に対して複雑な気持ちを抱いていると考えられます。



養護者

つつい腹が立ってしまった。
えらいことをしてしまった。

高齢者の状態が情けない。
昔の元気だった頃に戻ってもらいたい
と思っている。

虐待の要因や背景は複雑です。介護負担だけではなく、養護者自身が障がいや疾病を持っているにも関わらず適切な支援を受けていなかったり、失業等の経済的な問題を抱えていることもあります。また、高齢者虐待だけではなく、児童虐待なども同時に起こっているなど、家族全体への支援も必要とされていることもあります。

養護者は色々な悩みを抱えています。養護者の声に耳を傾け、話していくことをきっかけに今まで知らなかった養護者の思いにふれることができ、問題解決の一步につながります。



豆ポイント ～養護者への対応～

例えば、養護者の本人に対する思いを確認する時は、「毎日の介護は大変だと思いますが、よく頑張って介護をしていますね。しんどいことはないですか？」と尋ねてみるなど、『虐待』という言葉が必要な限り使用しないようにしましょう。また、養護者に対して犯人扱いするような聞き方は避けるようにしましょう。

《視点4》 虐待を未然に防ぐためのアプローチ



○高齢者は自分でできることが少なくなっている様子。
養護者は高齢者の介護が大変になってきている。

○養護者の悩みは、本人が夜寝てくれないということ。

新しくサービスを導入したり、介護方法を見直すと、
養護者の介護負担も軽減できるのに・・・。

積極的なアプローチが虐待を未然に防ぎます。

～事例1～

養護者：高齢者の状況が悪化し、
介護が難しくなった。

民生委員より介護保険サービスの
紹介をされた。

高齢者に適した介護を提供され、
養護者は自分の時間が持てるようになった。

～事例2～

養護者：夜、高齢者がなかなか寝てくれない。
目が離せず、自分も寝られない。

利用しているデイサービスでは、横になって
いる時間が多いとのこと。利用中に、散歩や
レクリエーションなど身体を動かすような
働きかけを行った。

高齢者は夜ぐっすり寝られるようになり、
養護者も安心して睡眠がとれるようになった。

高齢者の状況を再確認し、介護の方法を今一度見直したり、新たなサービスの導入をすることで、養護者の負担軽減につながります。

また、養護者の認知症に対する正しい理解を促していくこと、介護知識を周知していくことも虐待防止の重要なアプローチの一つです。



豆ポイント ～支援者に求められること～

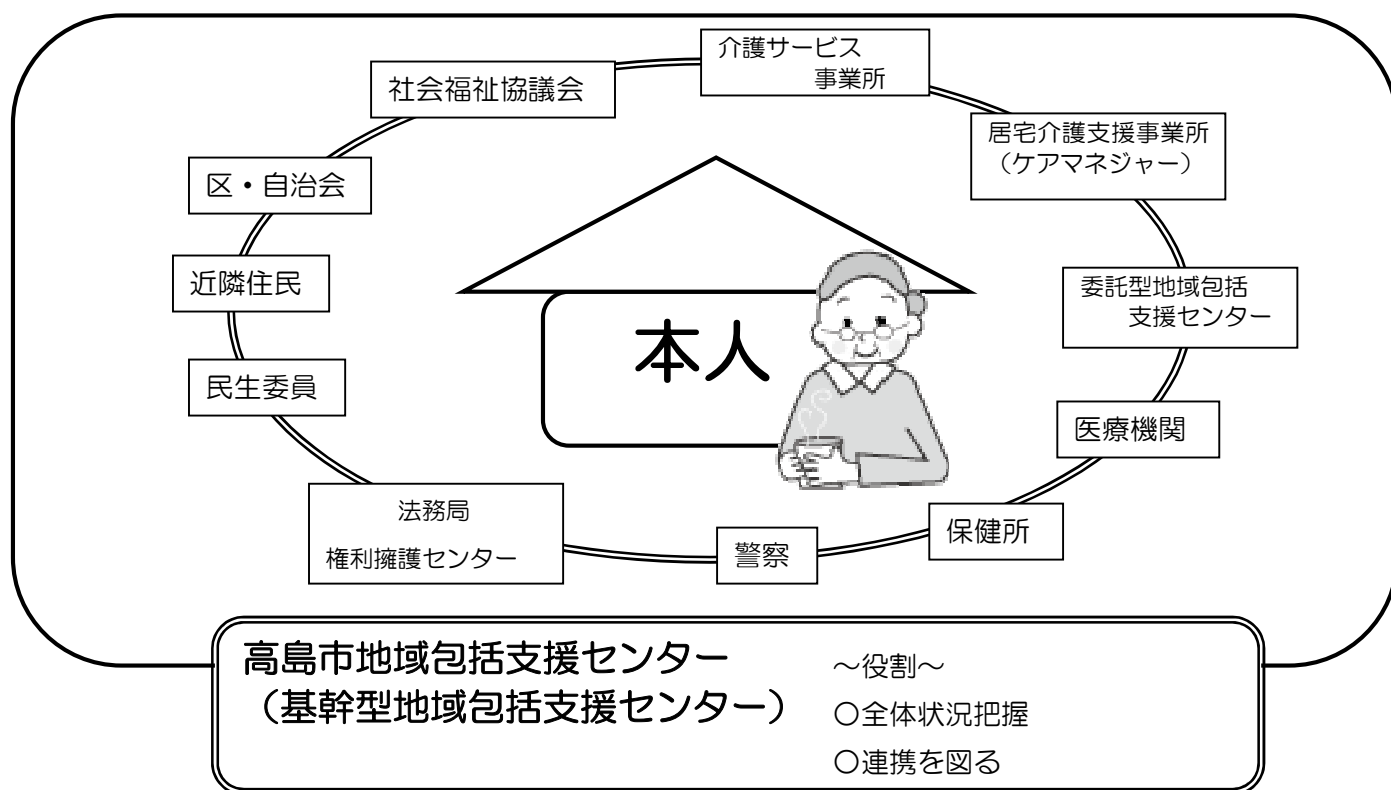
虐待という事実は、虐待を受ける側にも虐待をする側にも痛みを伴う出来事であることを認識し、それぞれの痛みを軽減するため、私たち支援者はより一層予防的な視点や早期発見の気づきを身につけていく必要があります。

《視点5》 関係機関の連携・協力によるチーム対応



虐待と思われる高齢者を支援しています。
どう支援していったらよいのかと、ひとりで悩んでいます。

高齢者虐待対応は、関係機関で連携して対応します。



虐待ケースは、複数の問題を抱えています。それぞれの機関の特徴を生かし、役割分担をしながら連携して関わることで、高齢者にとっても、養護者にとっても、よりよい方向に進んでいく糸口を見つけることができるため、上記のようなネットワークづくりに取り組んでいます。



豆ポイント ～チームアプローチ～

チームアプローチは、よりよい支援のためにも重要なものですが、支援者が一人で抱え込んで、重責につぶされないためにも大切です。必ずチームで判断して対応していくシステムづくりを心がけましょう。

《視点6》 発生予防から 虐待を受けた高齢者の生活の安定まで継続的な支援



虐待が疑われるケースがあります。地域包括支援センターへ通報をしました。なかなか施設に入れてくれませんが・・・。

虐待対応は、本人と養護者を分離し、施設入所することだけではありません。

また、虐待対応の終結は、虐待がなくなるまでではなく、高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったと確認できるまでと考えられています。（厚生労働省マニュアルより）

高島市の虐待対応は、事実確認から始まり、サービスの利用や制度の活用など多岐にわたる切れ目のない支援体制を目指しています。

（詳細は、P22 “高齢者虐待対応の流れ” をご参照ください。）

また、分離による保護という対応を行った後でも、高齢者自身が安心して主体的に生活ができているかどうか、モニタリングしていくことも大切です。高齢者と養護者の関係の再構築が見込まれる場合には、そこに介入することも検討していく必要があります。

長い道のりが予想されますが、「終結」を設定し、それを関係者が見すえて支援していくことが大切です。



豆ポイント ～高齢者の権利擁護について～

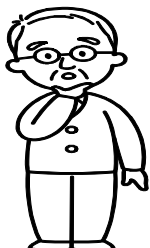
虐待対応では、高齢者の存在や思いが置き去りになってしまうことがあります。どれだけ多くの問題を抱えている養護者がいたとしても、虐待対応の第一目的は、高齢者の権利擁護です。支援者は、客観的に権利侵害の実態をとらえ、高齢者の権利擁護のために必要な対応をしていく冷静さを持つように心がけましょう。

第3章 高齢者虐待の防止に向けた基本的視点 ～地域住民の場合～

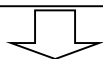
「あの家庭だから仕方がない」「以前からそうしていたのでいいだろう」など、高齢者虐待を発見してもそのままにしていたり、「これからの関係が悪くなるのでは」など、今後の近所づきあいが心配になり、相談への一歩に躊躇する場合もあるかと思います。

『どうしたらよいかな』と感じたとき、この基本的視点を参考にしてください。

《視点1》 高齢者虐待の早期発見・早期対応



○寒い中、高齢者が一日中、外に出されているのを見た。
○家の中から怒鳴る声やパンパンと叩く音が聞こえる。 など、
虐待といってしまうといいのかな・・・。



まずは、地域包括支援センターへ相談ください。

【連絡先】

高島市地域包括支援センター

担当地域：新旭・朽木

電 話：0740-25-8150

FAX：0740-25-8054

E-mail：houkatu@city.takashima.lg.jp

高島・安曇川地域包括支援センター

担当地域：高島・安曇川

電 話：0740-36-0857

FAX：0740-36-0858

あいりんつむぎ地域包括支援センター

担当地域：今津・マキノ

電 話：0740-22-2282

FAX：0740-22-2271

高齢者虐待防止法では、『虐待の疑いがある場合は、市町村へ通報するように努めなければならない（第7条）』とされています。

「相談しても、実際は高齢者虐待でなかったらどうしよう」など、心配してもらう必要はありません。虐待かどうかは、事実確認を行った上で判断します。（虐待の判断は市で行います）

高齢者虐待を受けたと“思われる”時点での相談・通報でよいのです。

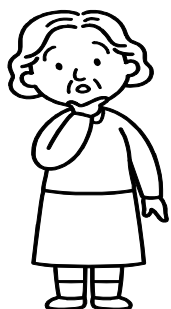
明らかに虐待であるという確信が持てなくても、「虐待？」と思われたら、一度上記へ相談ください。



豆ポイント ～虐待の発見者としての姿勢～

「あれ？虐待かも」と感じられた場合、事実確認をしたいという気持ちから高齢者や養護者に根堀り葉堀り聞いてしまうことがあります。単独行動をせず、まずは地域包括支援センターに相談してもらい、地域包括支援センターと協働で対応するようにしましょう。

《視点2》 個人情報と守秘義務

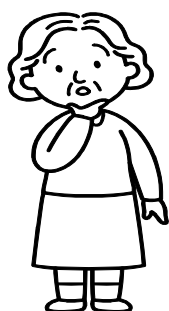


民生委員をしているのですが、担当区内に介護が必要と思われる高齢者がいます。
家族は介護サービスの利用を拒み、高齢者の介護をせず、放っている状態。
高齢者虐待では？と思われるのですが。

個人情報ですが、相談・通報してもいいのでしょうか・・・。

守秘義務違反に問われることはありませんので、安心して
相談・通報をしてください。匿名でも構いません。

高齢者虐待防止法では、『刑法の秘密漏示罪やその他の守秘義務に関する法律は通報を妨げるものではない（第7条第3項）』と“通報者の保護”が明記されていますので、安心してご連絡ください。



相談・通報したことが高齢者や養護者に
分かってしまったらどうしよう。

今までの関係が崩れてしまうのでは。

相談者は、上記のような心配をされるかと思います。

高齢者虐待防止法では、『通報・届出を受けた市町村職員は通報をした者を特定させるものを漏らしてはならない（第8条）』と明記されています。

相談・通報を受けた市町村職員は、地域の高齢者の定期訪問等、誰からの通報かわからないような自然な形でのかかわりで、対応を開始していきます。相談・通報をした方のことを話すことは一切ありませんので、どうぞご安心ください。



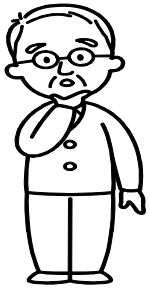
豆ポイント

～高齢者虐待の通報義務と守秘義務～

高齢者虐待の通報義務 > 守秘義務・個人情報保護義務

※高齢者虐待の通報義務の方が、業務上の守秘義務や個人情報保護義務よりも強い義務になっています。

《視点3》 高齢者とともに養護者を支援する



いつも笑顔を見せて挨拶をしていた隣の娘さん。
久しぶりに出会ったら、「母の介護で…」とお疲れの様子。

なんだか娘さんもしんどそう・・・。

地域での支え合いや見守りが高齢者虐待の防止につながります。

介護は24時間、365日。長い道のりで、終わりは見えません。

日々、今後の不安を抱いて養護者は高齢者の介護にあたっており、養護者は地域から孤立しやすい傾向があります。

～地域住民～

毎日の介護、
お疲れ様です。
身体を壊さないよう
にしてくださいね。



何か手伝えることがあれば、
言ってくださいね。

困ったことがあったら、
いつでも相談にのりますよ。

日々の介護に対するねぎらいの言葉など声をかけていくことで「介護の大変さを理解し、気軽に手伝ってくれる人がいる」「話を聞いてくれる人がいる」など養護者の精神的な支援へとつながります。

地域の人たちがお互いに支え合ったり、見守りや声かけのネットワークが広がることで虐待の防止につながっていきます。



豆ポイント ～誰にでも起こる虐待～

高齢者虐待は、特別な人にだけ起こる問題ではありません。無意識に発した言葉が養護者や家族を傷つけ、追い詰めていくこともあります。

相手を思いやる声かけなど、養護者を孤立させないように心がけましょう。

《視点4》 認知症を理解する



○息子さんが『母は認知症だから』と、外に出さないようにしているようですが、大丈夫でしょうか？

○毎日ウロウロしている高齢者がいます。この前、車の通りが激しい道を信号無視で歩いていました。家族は本人を放置状態。本人が事故に遭わないかと心配しています。

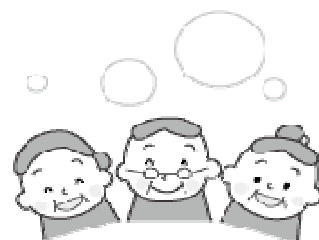
誰もが地域で安心して暮らし続けるために、
地域全体で認知症を理解する機会をもちましょう。

認知症とは？

認知症とは、様々な原因により脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために、記憶障害や見当識障害など様々な障害が起こり、生活する上で支障が出てしまう誰にでも起こりうる病気です。

認知症の方の気持ち

- ① 認知症の方は、自分の感じとった世界で懸命に生きています。
症状を理解し、認知症の方の気持ちを考えてみましょう。
- ② 認知症の方も人としての自信と誇りを持っています。
おかしい行動があってもプライドを尊重しましょう。
- ③ 出来事自体は忘れていても、嬉しかったことや心地よかったことなど、感情に絡んだ出来事などはよく覚えています。豊かな感情があるのだということを十分理解した上で対応しましょう。



まずは、高齢者本人や家族に一番身近である地域の方々が認知症について、正しく理解していくことが大切です。

また、「最近元気になっている？」「また何かあったら言ってね」など、互いに声をかけあえる地域になっていくことが高齢者虐待を未然に防ぐ第一歩となります。



豆ポイント ～出前講座を開いてみませんか？～



高島市では、認知症について学ぶ機会として、キャラバン・メイトによる認知症サポーター養成講座を開催しています。また、社会福祉協議会においても、認知症の出前講座に取り組んでいます。誰もが安心して暮らせるまち・高島市を皆さんの手で築いていきましょう！

第4章 高島市の役割

1 高島市の役割と権限

(1) 高島市の役割

①相談・通報の受付

高齢者虐待の相談・通報を受理します。

総合相談として受付したケースが高齢者虐待の疑いがある場合も含みます。



②緊急性の判断（緊急判断会議）

相談や通報を受付後、速やかに地域包括支援センターにおいて情報の整理・共有を図り、緊急性の判断および事実確認の方法等を検討します。この時点で緊急性があると思われる場合は、事実確認を行います。

③事実確認

相談や通報に基づき、虐待を受けている（またはその疑いがある）高齢者（以下「高齢者」という。）の安全確認および事実確認のための調査を行います。具体的には、地域包括支援センターの複数の職員が、直接高齢者を訪問し確かめるのが原則です。また、事実確認前に関係者から情報収集を行います。

④コアメンバー会議

市の責任において、①虐待の有無、②緊急性の判断を行い、その判断に基づき、③当面の支援方針を決定するためコアメンバー会議を開催します。

⑤援助の実施

A：虐待対応ケース会議

援助方針の検討、役割分担・連絡体制の確認などを行います。

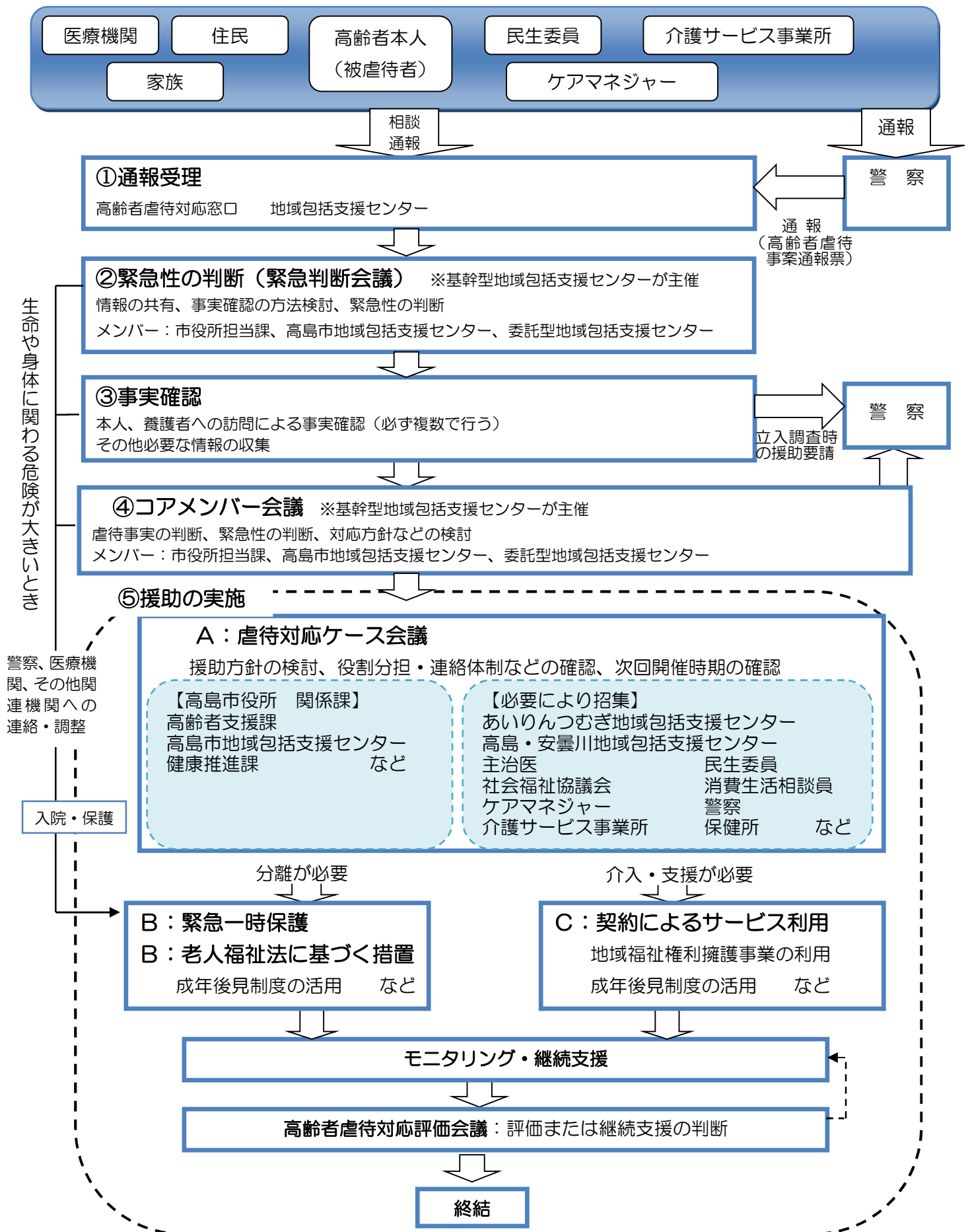
B：緊急一時保護・老人福祉法に基づく措置

緊急性があると判断した場合は、まず高齢者の安全の確保を優先して支援を行います。高齢者が危険を伴う状態にある場合や必要な介護保険サービスが利用できない状況にある場合は、老人福祉法に基づいた職権により施設への入所や在宅サービスを提供する措置を行います。また、成年後見制度の利用が必要な場合で、虐待などのため家族による申立てが期待できないときは、市長による申立てを行います。

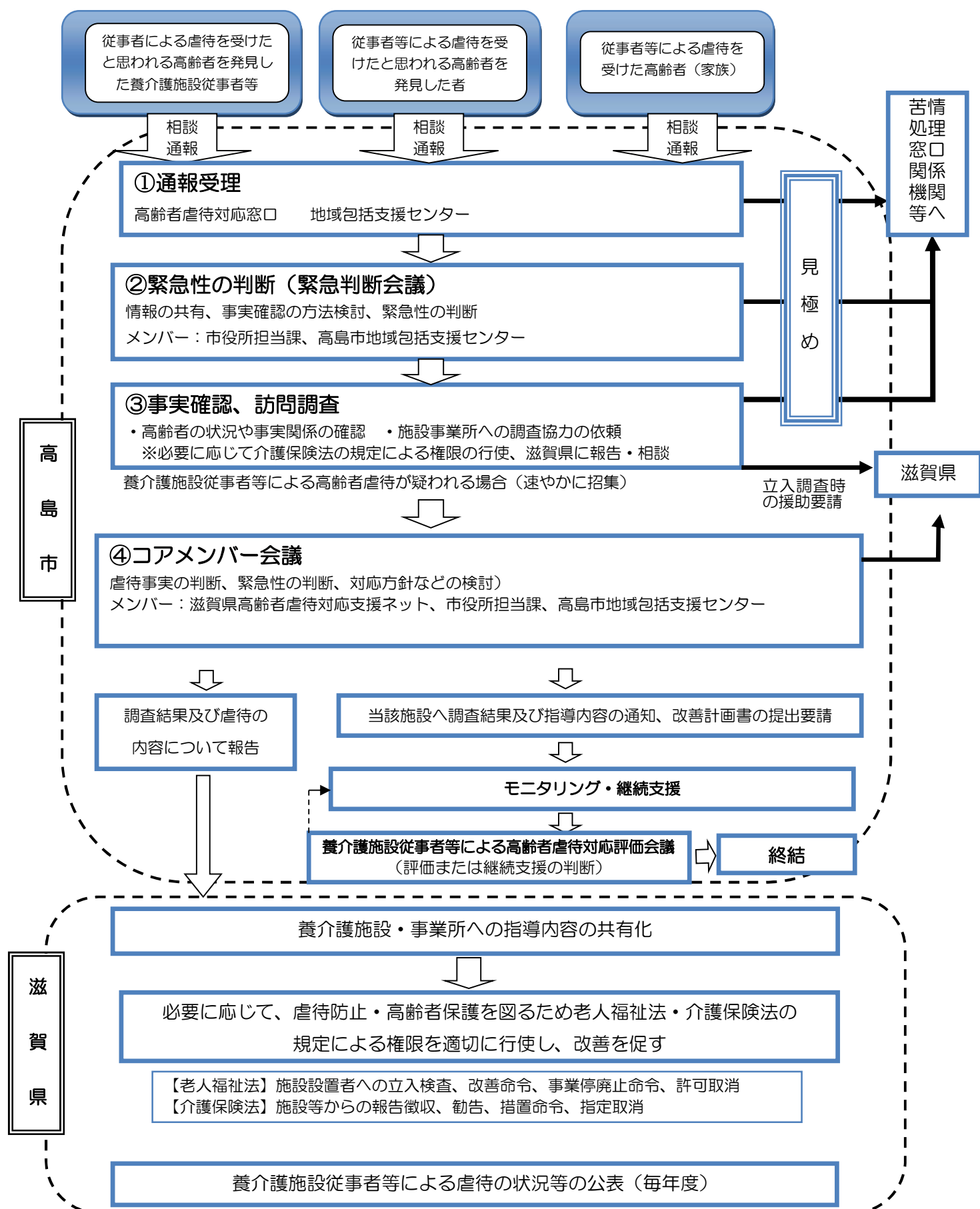
C：契約によるサービス利用

本人の同意や成年後見制度の活用などによって、契約による介護保険や地域福祉権利擁護事業などのサービス利用を行います。

～高島市における養護者による高齢者虐待対応の流れ～



～高島市における養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の流れ～



（２）高齢者虐待防止法における市の権限

高齢者虐待防止法では、市の権限として定められているものがあります。高齢者の生命や身体に危険があると考えられる場合や高齢者の安全の確認などが必要な場合は、これらの権限を活用して、高齢者本人の権利を守ることが必要になります。

立入調査権（第１１条）

高齢者の安否が気遣われ、救出しなければならないという状況の時には、市が緊急判断会議において立入調査をすべきか否かについての判断のもと、必要な場合には立入調査権の発動をします。

立入調査では、まず慎重な事実確認と関係機関との事前準備を整えた上で、虐待を受けている高齢者の居所に立入り、必要な調査や質問を行います。

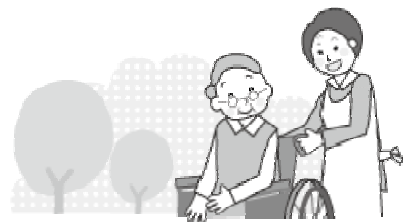
警察への援助要請（第１２条）

立入調査の際には必要に応じて、市は警察署長に対して援助要請をし、実際に立入調査に同行してもらうことになります。

「やむを得ない事由による措置」の活用（第９条第２項）

高齢者を養護者から分離・保護する必要があると判断した場合は、高齢者の権利擁護を図るために、市が職権をもって老人福祉法に基づく措置（同法第１１条第１項第２号）を行います。

この「やむを得ない事由による措置」においては、養護者の反対があった場合や、また高齢者に認知症などにより措置されることの同意が得られない場合でも措置することが可能です。



面会の制限（第１３条）

高齢者を分離して特別養護老人ホームや養護老人ホームへの入所措置した場合において、養護者に面会をすること自体が高齢者に悪影響を及ぼすと考えられる場合、市や施設管理者は面会の制限を行います。

居室の確保（第１０条）

緊急一時保護により措置権限を行使して、速やかに高齢者を保護するために、市では高齢者が措置入所できる居室を確保します。

成年後見制度の活用（第９条第２項、第２８条）

本人の判断能力が不十分であり、本人に代わり契約などを行う成年後見人などを選任する必要がある場合には家庭裁判所に申立てを行います。申立てを行う親族がいない場合は、市長による申立てを行う場合もあります。

～息子からの身体的虐待により分離した事例～

Aさん（女性、88歳）。要介護4で車いす利用。デイサービスを週1回利用中。息子（62歳）と2人暮らし。

息子は借金を抱えているようで、金銭的な理由から自分が面倒をみるからとサービスを増やすことは拒否していた。しかし、介護の負担は大きく関係者の前でもAさんを怒ったりすることがあった。また、デイサービス利用時に数回あざが見つかったことがあるが、Aさんは「こけた」と職員に答えていた。

ある日、デイサービスに来ると顔や足にあざがありAさんが痛みを訴えたため病院に受診。あざの理由は聞いても話さず、不自然なため地域包括支援センターへ連絡が入る。

Aさんと面会を行い、あざの理由を聞いたが答えない。息子の話をすると表情がこわばり、「家に帰りたくない」と話す。息子に確認すると、「自分が叩いた。こんな生活が続くと殺してしまう。」と話す。

コアメンバー会議の結果、緊急性が高いと判断し、特別養護老人ホームへの措置入所を行うことになった。その後、遠方に住む娘がいることがわかり、措置から契約による施設入所に切り替えた。



～娘からの経済的虐待により成年後見制度を利用した事例～

Bさん（女性、75歳）。長年一人暮らしをしていた。3年前から物忘れがみられ、ヘルパーによる買い物や通院の支援を受けながら生活を送っていた。お金の管理は地域福祉権利擁護事業を利用していた。

半年前から、仕事を辞めて実家に戻ってきた娘と同居するようになり、Bさんの生活が一変した。「Bさんの世話は自分がするから」と話し、地域福祉権利擁護事業や介護サービスの利用を中止した。Bさんの様子を心配したケアマネジャーが本人の様子を見に行くと、室内は菓子パンなどのごみが散乱していて、Bさんは以前より痩せていた。

ケアマネジャーが虐待の疑いがあると地域包括支援センターに相談。地域包括支援センター職員がBさんと面接をしたところ「食べる物が無い」「通帳を娘に盗られた」など訴えた。娘は、「Bさんの事は面倒みている。だから年金は預かっている。」と言う。

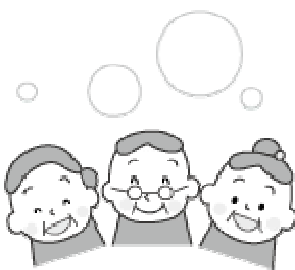
数か月後、Bさんが栄養失調で入院。事実確認後のコアメンバー会議の結果、緊急一時保護を行い、娘との分離を行った。その後、娘と音信不通となったため、成年後見の市長申立てを行い、後見人が選任された。

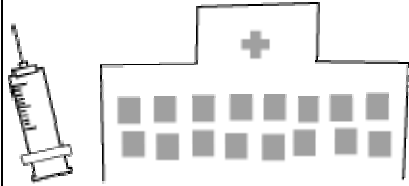
(3) 関係機関等とその役割

高齢者虐待は、複数の要因が複雑に絡み合っていて発生し、要因が重なれば重なるほど深刻化しやすく、解決も困難になると考えられます。

高齢者虐待への支援には、早期発見とともに関係機関との連携が重要です。

関係機関の役割として、「何を期待されているのか」「何ができるのか」についての共通認識を持っておく必要があります。

	期待すること	何ができるのか（役割）
近隣住民 区・自治会	近所で虐待を受け、または受けている恐れのある高齢者を発見したときは、その情報を地域包括支援センターへ相談・通報します。 また、安否確認や見守り活動を行うことなども期待されます。 	○高齢者虐待防止、養護者支援などの重要性の理解 ○地域における身近な情報のキャッチし地域包括支援センターへの相談・通報 ○地域の見守り、声かけ
民生委員	日々の活動を通して高齢者などから直接相談を受けるほか、近所で叫び声が聞こえる、高齢者がおびえた様子であるといった身近な情報をキャッチした際に、地域包括支援センターへの相談や通報を行います。 また、日ごろから高齢者家庭の実態把握につとめ、地域包括支援センターの職員が事実確認などで家庭訪問する際に同行し、訪問活動が円滑にできるよう仲介を行うことや、地域における虐待の早期発見・通報、見守りなどの役割も期待されます。	○高齢者虐待防止、養護者支援などの重要性の理解 ○高齢者・養護者の相談・支援 ○地域における身近な情報のキャッチし地域包括支援センターへの相談・通報 ○地域の見守り、声かけ ○高齢者虐待防止ネットワーク会議への参加

	期待すること	何ができるのか（役割）
医療機関	診療を通して高齢者の不審な怪我やあざなどの状況を把握できるほか、家族・養護者の様子や変化などに気づくことができます。医師は、高齢者虐待の早期発見に大きな役割を担います。 また、他の機関の働きかけは拒んでも、医師の指導は受け入れられやすいという傾向もありますので、サービスの利用などについて、高齢者や養護者に働きかけるなどの役割を担うことも重要です。	○受診時の状況により、虐待が疑われる場合の地域包括支援センターへの通報 ○被虐待者の緊急性の判断、入院の必要性の判断（入院の受入れ）、往診による自宅への介入、定期的な身体状況の確認 ○高齢者虐待防止ネットワーク会議への参加 
居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）	利用者宅訪問や高齢者および家族からの相談、介護保険サービス事業者からの報告などにより、高齢者虐待を知る機会が多いため、高齢者虐待の早期発見者としての役割が期待されます。 高齢者虐待が疑われるケースを発見した場合は、地域包括支援センターへ相談・通報し、訪問調査に同席するなど、虐待の事実確認に協力します。 本人や家族がサービスの提供を拒否したり、インフォーマルサービスを含めた在宅サービスの提供のみでは、高齢者虐待の改善が見込めない処遇困難ケースについては、地域包括支援センターなどが開催する虐待対応ケース会議で今後の支援について検討します。その場合、介護支援専門員はキーパーソンとしての役割も期待されます。	○高齢者・養護者の相談・支援 ○高齢者虐待が疑われた場合、地域包括支援センターへの相談・通報 ○居宅介護支援事業所と高齢者本人、養護者との信頼関係構築の継続・強化 ○高齢者・養護者の適切なアセスメントによる虐待兆候の早期発見、虐待予防のためのケアプラン作成 ○サービス担当者会議を通じた関係者の情報共有と連携 ○高齢者虐待防止ネットワーク会議への参加

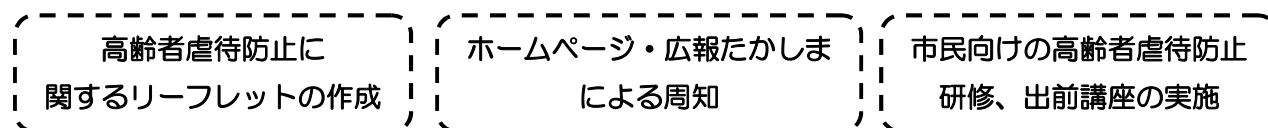
	期待すること	何ができるのか（役割）
介護サービス事業所	本人からの発信や家族の言動、家庭環境など高齢者虐待の疑いがある場合は速やかに地域包括支援センターに相談・通報します。 また、施設・事業所職員による高齢者虐待を予防するために研修会の参加や介護技術の向上を図る勉強会などを実施します。	○虐待の早期発見と地域包括支援センターへの相談・通報 ○養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のために介護知識、介護技術の向上のための研修会の実施 ○高齢者虐待研修の定期的な実施により介護職員の意識の向上 ○高齢者虐待防止ネットワーク会議への参加
警察	地域での生活安全に関する相談などを受け、地域での見回りや安全の見守りを行います。 また、高島市が立入調査をする際、高島市の援助要請を受けて、高島市職員、地域包括支援センター職員などが円滑な調査ができるよう同行します。 虐待に関しては、次のことが警察の役割となります。 ・被虐待者の保護（警察官職務執行法第3条） ・虐待の制止（警察官職務執行法第5条） ・立入（警察官職務執行法第6条） ・虐待者の逮捕（刑事訴訟法）	○市民からの虐待被害に関する相談 ○通報、救急搬送時などに高齢者虐待の疑いがあれば地域包括支援センターへ連絡、通報 ○市からの援助要請により、立入調査への協力 ○地域の安全の見守り ○高齢者虐待防止ネットワーク会議への参加
法務局・権利擁護センター	人権に関する相談などから高齢者虐待が疑われる場合は、地域包括支援センターに連絡します。また、高齢者の人権、権利擁護に関する専門的な見地から虐待の支援に関するアドバイスを行います。	○高齢者・養護者の相談・支援 ○高齢者虐待が疑われた場合の地域包括支援センターへの相談・通報 ○高齢者虐待防止ネットワーク会議への参加

保健所	保健所は、精神保健・難病などの専門相談を行っており、精神障害や難病が絡んだ高齢者虐待事例が発生した場合は、適切に連携し対応します。	○高齢者虐待が疑われた場合の地域包括支援センターへの相談・通報 ○精神疾患・難病など、疾病を持つケースについて、必要に応じ関係機関と連携し専門性を生かした支援を行う ○高齢者虐待防止ネットワーク会議への参加
------------	--	--



2 高島市における高齢者虐待防止への取り組み

(1) 高島市民の高齢者虐待の認識を深めるための取り組み



1) 住民への普及啓発の取り組み

① 高齢者虐待に関する相談窓口の周知

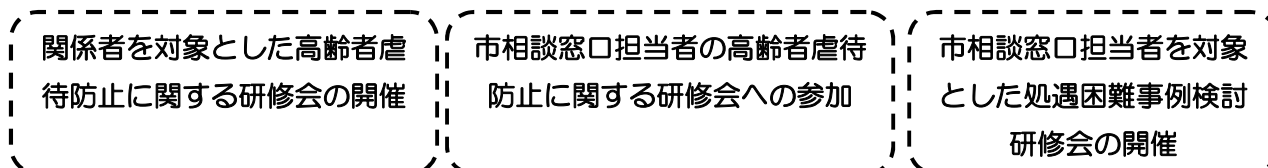
高島市では、地域包括支援センターが高齢者虐待に関する相談窓口となっています。「虐待かも？」と思うことがあれば、地域包括支援センターに相談していただけるように、周知を図っていきます。

② 高齢者虐待防止についての意識の啓発

高齢者虐待は、特別な家庭のみに起こるのではなく、どの家庭にも起こりうる身近な問題です。そのため、虐待防止について広く住民に対して周知を図っていくことが重要です。

高島市では、市広報誌への掲載やパンフレットの配布による啓発を継続して行うとともに、今後は、高齢者の虐待防止や人権に関する講演会・出前講座などを開催していきます。

2) 関係者の資質向上への取り組み

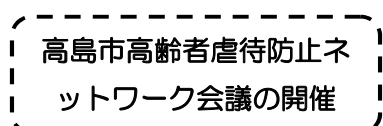


高齢者の身近で相談を受ける職種の人達に、虐待に気づくアンテナを高くしてもらうことが、高齢者虐待の早期発見や防止につながります。

そこで、市職員、認定調査員、介護支援専門員、介護保険サービス提供者など高齢者と直接接する人々の育成を図るため、高齢者虐待防止に関する研修会を継続的に行います。

また、市の相談窓口を担当する職員は、適切な支援を行うために、各種団体が開催する研修会・事例検討会などに積極的に参加して資質向上を図ることが不可欠であり、組織として計画的に研修に参加できる体制を確保していきます。

3) 高齢者虐待を防止する地域ネットワークの形成



高齢者虐待を防止するためには、地域社会全体で取り組むことが必要です。民生委員や地域に暮らす人々が高齢者や養護者に対して日常的に声かけを行い、あたたかく見守ることでネットワークが形成されます。

また、高島市高齢者虐待防止ネットワーク会議を設置し、各関係機関が高齢者虐待防止のために連携して支援が行えるように検討を行っています。

（２）認知症高齢者の理解を深めるための取組み

１）認知症に対する正しい理解の普及

認知症サポーター
養成講座の開催

家族介護教室の開催

2025年には65歳以上の5人に1人が認知症といわれており、認知症への理解は高齢者の介護を行う上で重要となっています。認知症高齢者は、もの忘れ、妄想、徘徊、介護拒否などの問題が生じやすいため、その介護負担の大きさは、計り知れないものがあります。しかしながら、認知症の症状やその介護方法について正しい知識があれば、介護負担をかなり軽減することができます。

そこで、認知症の理解やその対応方法について家族が知り、介護者間同士の悩みを共有できる機会として家族介護教室を開催します。

また、地域住民に対して、広く認知症についての正しい理解を普及することにより、地域全体で認知症高齢者を支えるしくみづくりを進めるために認知症サポーター養成講座を区・自治会、事業所（企業）などで開催します。

２）認知症当事者・介護者を支えるための支援

認知症カフェ

ケアメンカフェ
介護家族の会

認知症の方や介護者の方が集える居場所として認知症カフェの設置を推進し支援します。また介護家族の会、ケアメンカフェへの支援を行い、介護者が互いに支えあう体制づくりをすすめます。

３）認知症ケアに関する関係機関の連携

認知症研修会
認知症現地相談の開催

認知症支援
ネットワーク会議

認知症ケア関係者が認知症を正しく理解し、認知症の人に寄り添った適切なケアができ、実際のケア現場で活かすことができるよう研修会や、認知症ケア現地相談を開催します。

また、認知症支援に関する地域及び各関係機関（医療・介護・福祉・行政）の取り組みの現状と課題の明確化・共有化をはかり、その課題解決に向け具体的な取り組みや認知症の方やその家族に対する支援体制の構築についての検討を行うため、認知症支援ネットワーク会議を開催します。



高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成17年11月9日法律第124号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等(第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第2号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

1 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

2 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

1 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第20項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第24項に規定する介護老人福祉施設、同条第25項に規定する介護老人保健施設、同条第26項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第115条

の４５第１項に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

- ２ 老人福祉法第５条の２第１項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第８条第１項に規定する居宅サービス事業、同条第１４項に規定する地域密着型サービス事業、同条第２１項に規定する居宅介護支援事業、同法第８条の２第１項に規定する介護予防サービス事業、同条第１４項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第１８項に規定する介護予防支援事業(以下「養介護事業」という。)において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

(国及び地方公共団体の責務等)

第３条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

２ 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

３ 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第４条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第５条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい

立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

- 第6条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

- 第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

- 第8条 市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

- 第9条 市町村は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第16条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

- 第10条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第1号若しくは第2号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

- 第 1 1 条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第 1 1 5 条の 4 5 第 2 項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

- 第 1 2 条 市町村長は、前条第 1 項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。
- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第 1 項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和 2 3 年法律第 1 3 6 号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

- 第 1 3 条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第 1 1 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

- 第 1 4 条 市町村は、第 6 条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

- 第 1 5 条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保する

よう努めなければならない。

(連携協力体制)

第16条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第115条の45第3項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第17条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第6条の規定による相談、指導及び助言、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第14条第1項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第1項の規定により第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第18条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第19条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第21条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第18条の規定は、第1項から第3項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項から第3項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第22条 市町村は、前条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第23条 市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項で

あって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第1項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第24条 市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報若しくは同条第4項の規定による届出を受け、又は都道府県が第22条第1項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第25条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第4章 雑則

(調査研究)

第26条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第27条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引(以下「財産上の不当取引」という。)による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第28条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第5章 罰則

第29条 第17条第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 正当な理由がなく、第11条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、

又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、３０万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成１８年４月１日から施行する。

(検討)

- 2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後３年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。